

# 河合町議会会議録

令和4年 12月14日 開会

河合町議会

## 令和4年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

### 第4号（12月14日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第44号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案 第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第46号、議案第47号、議案第52号、議案第58号の委員長報告、討論、 採決	14
○議案第45号、議案第48号の委員長報告、討論、採決	19
○議員発議第10号の上程、説明、討論、採決	20
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	22
○閉会の宣告	23
○署名議員	25

令和4年12月14日（水曜日）

（第4号）

## 令和4年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和4年12月14日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第44号 令和4年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第49号 河合町まちづくり自治基本条例の制定について
- 日程第 3 議案第50号 河合町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 5 議案第53号 河合町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第54号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の  
給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第56号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改  
正について
- 日程第 9 議案第57号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第47号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第52号 河合町印鑑条例の一部改正について
- 日程第13 議案第58号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第14 議案第45号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第48号 令和4年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第16 議員発議第10号 第9期介護保険制度改正に関する意見書
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（13名）

1 番	森 光 祐 介	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	西 村 潔
13 番	谷 本 昌 弘		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	清 原 正 泰	参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	環 境 部 長	石 田 英 毅
ま ち づ く り 推 進 部 長	福 辻 照 弘	教 育 委 員 会 参 事	山 本 剛
総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎	財 政 課 長	新 井 俊 洋

---

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。令和4年第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、馬場千恵子委員長より報告お願いいたします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） おはようございます。

本日は、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告したいと思います。

本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第44号、第49号、第50号、第51号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号。

厚生常任委員会で審議されました議案第46号、47号、52号、58号。

そして、経済建設常任委員会で審議されました議案第45号、48号です。

審議終了後、議員発議第10号を上程し、審議したいと思います。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程されております。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

---

◎議案第44号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号の委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第1、議案第44号、日程第2、議案第49号、日程第3、議案第50号、日程第4、議案第51号、日程第5、議案第53号、日程第6、議案第54号、日程第7、議案第55号、日程第8、議案第56号、日程第9、議案第57号を総務常任委員会に付託しておりますので、坂本博道総務常任委員長より報告を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本委員長。

○6番（坂本博道） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

12月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第44号、第49号、第50号、第51号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号について、12月8日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第44号 令和4年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出については、指定ごみ袋作成の年間計画について質疑があり、毎年度5月に発注、その中で翌年の7月末までの在庫確認を見込んでいるとの答弁がありました。また、佐味田ため池群実施計画について、町内140か所以上のため池の中で国費100%補助をもらえる事業はどのように選定しているのかとの質疑があり、町内ため池は144か所あり、その中でため池が決壊して下流域にある多くの人家に被害が出てしまうようなため池について、防災重点ため池として主に整備を行っている。現在、町内5か所の防災重点ため池を指定している。また、今回の佐味田ため池群とは、今池、新池、加明池との答弁がありました。委員外議員からの質疑は2名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第49号 河合町まちづくり自治基本条例の制定については、理事者より説明を受けました。

この条例には、推進委員会を設置し、点検及び検証評価を行って必要な見直しを町長へ求

めることができるとなっているが、どれくらいの期間で行うのかとの質疑があり、1月に開催する審議会でまちづくり自治基本条例推進委員会の在り方について言及していく予定で、少なくとも年1回はこの検証評価は必要と考えているとの答弁がありました。また、住民への説明はどう考えているのかとの質疑があり、今後は所帯のタウンミーティングを開催し、説明していきたいとの答弁がありました。委員外委員からの質疑は1名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第50号 河合町個人情報保護法施行条例の制定については、理事者より説明を受けました。

改正されることについて町民への説明を考えているのかとの質疑があり、今回法律に一元化されるということで個人情報の管理に関する根拠は大きく変わるが、従前の個人情報保護条例の取扱いが住民にとって大きく変わるような事柄ではないと考え、特別な周知というのは今のところ考えていないとの答弁がありました。委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第51号 河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定については、理事者より説明を受けました。

現行の審査会と新しくつくる審査会の所掌事項、事務の差について質疑があり、新たに審査会を設置するが現行の審査会と大きく所掌事務は変わらないとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第53号 河合町職員の定年等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

この条例を制定することにより、管理監督職に就いている職員の取扱いについて質疑があり、管理監督職上限年齢制の適用を受け、60歳に到達した日の翌日から翌4月1日までの間に管理監督職から降任されることとなり、4月1日以降、それまで支給を受けていた額の7割の給料が支給されるということになるとの答弁がありました。委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第54号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の給与及び費



用弁償に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

会計年度任用職員の給料改定の予算計上について質疑があり、若年層の給料表が改定され、会計年度任用職員の給料表も改定の対象となるが、会計年度任用職員は時給での報酬支給である職員が多く、これまでの勤務実績に基づき試算した結果、補正の必要がないと判断したとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第56号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第57号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第44号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） 反対討論。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 議案第44号について、反対討論をしたいと思います。

今回の補正予算では、緊急内水対策費や18歳未満への医療費助成拡大による医療証発行準備の予算など、必要であり、評価できるものも入っています。同時に、今定例会の議案で特別職や議員の期末手当などを引き上げる議案もあります。人事院勧告によるものとはいえ、特別職、議員については町財政の厳しい中であり、あえて引き上げる必要はないのではないかと思います、反対する意思を持っています。その上で、今回の一般会計補正予算では、特別職、議員の期末手当等を引き上げる予算となっています。少額とはいえ議員の議決に対する整合性にある説明責任を果たす立場で、一般会計補正予算に反対したいと思います。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 賛成討論じゃないんですけれども、反対討論でよろしいでしょうか。

○議長（谷本昌弘） 先に反対討論を。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論いたします。

今回、補正追加予算3億8,881万5,000円の骨格は、不毛田川内水対策事業第1弾の用地買収であり、人命第一の視点から遊水池建設に関して反対の立場ではございません。この内水対策以外の衛生費、清掃費の補正予算、町指定ごみ袋作成委託645万円と、令和7年度以降の河合町の清掃工場仮ストックヤード整備等検討業務198万円が計上されております。この清掃費に関して理事側の説明をいただきましたが、私はいまだ理解ができておりません。

特に町指定ごみ袋発注業務において、平成28年度から令和4年までの各年度発注業務、つまり入札、落札の内容実績を顧みますと、平成28年随意契約約1,929万円、平成29年度随意契約約1,825万円、平成30年随意契約から指名競争入札に変更の結果、前年度の半額の約933万円、平成31年、令和元年指名競争入札約982万円、そして令和2年度指名競争入札約547万円の低入札、昨年、令和3年度は随意契約約1,349万円、今年令和4年度1回目の発注、指名競争入札約1,133万円となっております。令和3年度の発注でなぜ随意契約に変更になったか不明瞭です。

また、令和4年度1回目の発注は指名競争と町ホームページの入札結果表には記載していますが、私の記憶間違いかもしれませんが、今年度の4月、5月の時点で指名競争入札の告示公告は見た覚えはなく、また開札結果、応札の各社入札価格の開示などは公表されておられません。いまだ疑問点が残っております。私としては理解できておりません。

これらの疑問点以外のことなども含めて、今後の全員協議会、ごみ処理施策検討特別委員会、予算審査特別委員会などで町理事側に引き続き明瞭にご説明いただきたいと強く願っています。もろもろに言った代表的な見解で、このような見解から議案第44号に対しては反対とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうからは賛成討論をさせていただきます。

先ほどから何度も出ておりますように、ごみ減量化推進経費委託料で645万というようなお金が計上されておりますが、これはやはり今ロシアのウクライナへの侵攻、そういうような中でいろんなものが上がってきております。そのために私自身もこういうことがないかという事は部署にはお話ししていたんですけども、かといって、言うてたやないかという

ことで終わらすんじゃないくて、住民の皆さんの生活を守るためには必然、必要なことやと考えております。よって、私は賛成したいと。中にも高校生までの医療費の件もこの中には入っております。それと、隣町の広陵町も8月からやっています。遅れていますけれども、何とか一日でも早いそういう施行に結びつけるためにも私は賛成したいと思います。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論させていただきます。

他の議員様と同じように、私としましても懸念として1つありまして発言させていただければと思います。

私、総務常任委員の委員の1人です。委員会中にやはり同様の形で質疑をさせていただいた経緯がございます。その内容は、ごみ減量化推進経費の部分でございます。この件に関しまして担当部長からご説明いただいているんですけども、理解できないところが多々ございました。私としましては、もっと早くこれを補正予算として上げるべきではなかったか、住民生活を考えるのであれば、この経費の負担というのはもっと早く行えば財源も別の形として考えられたのではないかと、そのようなところの部分、やはり疑義とするところがあります。

しかしながら、現状において物価高騰のあおりを受けていろいろなものが値上がりしている状況でございます。そういったものを鑑みますと、この補正予算を承認すべきと考えまして賛成討論とさせていただきます。

なお、反対討論者の議員の方からもお話があったように、ごみの処理に関しては、やはり特別委員会なりそういったところで、しっかりと我々議員が納得できる形までご説明いただくという場をしっかりと設けていただくことは望ましいと考えております。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 賛成討論をさせていただきます。

今回の補正については、まず命を守る内水の財源ということが盛り込まれています。それと、また人事院勧告で微々たる昇給、アップですけれども、やっぱりこれは職員の意識向上

という部分もありますし、三役については今減額された状態ということもありますので、それと、今皆さん反対されている議員さんのほうからもごみ袋等の件で言われていますけれども、今後、入札等についても考えるべきところはあるかと思えますけれども、全体的なことを見ますと賛成するべきだと思いますので賛成討論とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） これより議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第44号 令和4年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（谷本昌弘） 議案第49号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第49号 河合町まちづくり自治基本条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（谷本昌弘） 議案第50号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 討論、坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

今回の個人情報保護法施行条例では、現在の河合町個人情報保護条例を廃止することにな

っており、デジタル化政策を進める下で個人情報保護の仕組みは国の個人情報保護法に一元化され、その仕組みが大きく変えられます。この目的を見ても、町の個人情報保護条例の第1条では「個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与する」となっていますが、国の個人情報保護法の第1条の目的では、デジタル社会の進展に伴いと云々とあって、個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるとして、基本的人権を守る言葉も理念もなくなっています。

また、町条例では明記されていた情報収集の制限という項目もなく、個人情報保護審議会が存続するものの、そこに対して個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないとガイドラインで示すなど、自治体の条例制定権を侵害するものでもあります。

このように今回の条例制定がこれまで河合町が進めてきた人権を守り、個人情報保護の取組を大きく後退させることにつながるものであり、将来に禍根を残すものであると考えます。その上でこの条例制定に反対し、反対討論とします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論させていただきます。

私としましては、現状においていろいろな様々な個人情報の取扱いについての問題点がありますし、将来的なものを考えればレベルごとの情報開示という形の意味合いで、情報収集という形の意味で、個人情報のある程度の情報の集約というのは必要ではないのかなというところの部分は考えるところでございます。

今回の件で賛成という形の考えに基づいているものとして、災害時のおいての自治体間の情報のやり取りですとか、また、それに基づく例えば河合町内においての要支援者、救助を必要とする、避難の支援が必要とされる方の情報の取扱い、そういったものにつながっていくのではないかと、そのように判断いたしまして賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） ないようですね。

これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第50号 河合町個人情報保護法施行条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○10番(馬場千恵子) 反対討論です。

○議長(谷本昌弘) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 今回の条例の改正は、議案第44号により町の個人情報保護条例が廃止され、国の個人情報保護法の枠内で住民の個人情報保護を進めるための改正です。町としても住民の基本的な人権を守る立場の後退につながるものであり、認め難く反対討論といたします。

○議長(谷本昌弘) ほかがございませんか。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第51号 河合町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号について、討論を省略し採決を行います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第53号 河合町職員の定年等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第54号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例及び河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

○10番(馬場千恵子) 議長。

○議長(谷本昌弘) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 反対討論でよろしいですか。それでは、第56号について反対討論をいたします。

今、コロナウイルスの感染拡大の中で多くの方が経済的打撃を受けています。このような

中で物価の高騰、また高齢者の医療費が1割から2割に、年金が下がるといった状況にあり、町財政も厳しい中、住民の苦難を軽減させる行政を携わる立場の特別職の給料を上げるという条例については認め難く、反対といたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。反対討論です。

○7番（長谷川伸一） 反対討論でよろしいでしょうか。

○議長（谷本昌弘） はい、どうぞ。

○7番（長谷川伸一） 反対討論いたします。

去る11月29日、荒井奈良県知事より記者会見で、河合町を含め1市2町が重症警報団体を継続ということで発表になりました。このような状況から鑑みて断腸の思いではございますが、今回の条例の変更については反対といたします。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論させていただきます。

これはあくまで人事院勧告に基づくものでございますので、それにはしっかりと合わせるべきだと、また、それに基づいて各議員、特別職、そういった方々におかれましては、自主的にどのように判断するかという形をしっかりと見せるためにも、この件については賛成して、しっかりと人事院勧告に基づくこういう形ではありますがというところを整備すべきだと考えまして、賛成討論をさせていただきました。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第56号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正



については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

この間、河合町の財政状況を踏まえ、議員の定数及び報酬改定の議論も進め、報酬削減の方向も出してきました。さらに、今住民の中では物価高と所得も増えない中で大変苦難の状況もあります。このような時期だけに、人事院勧告とはいえ議員報酬を引き上げる条例の改正案には反対し、反対討論とさせていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第57号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第46号、議案第47号、議案第52号、議案第58号の委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第10、議案第46号、日程第11、議案47号、日程第12、議案第52号、日程第13、議案第58号を厚生常任委員会に付託しております。梅野美智代厚生常任委員長より報告を求めます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る12月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第46号、第47号、第52号、

第58号について12月8日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第46号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

認定調査委託の昨年の件数内訳及び増額理由について質疑があり、昨年は新規268件、更新360件、区分変更165件の合計793件で、増額理由としては、認定の更新時期が今年度に重なったことや、団塊の世代の高齢化に伴い認定調査の件数が増えたことによることが主な要因と見ているとの答弁がありました。委員外議員からの質疑は2名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第47号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

保険料還付金の補正対象となる件数について質疑があり、26名が対象であるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第52号 河合町印鑑条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

改正を行ったことにより、全国のコンビニで印鑑証明を発行してもらえるのか、その際の本人確認方法について質疑があり、発行する端末機械があるコンビニでは可能であり、本人確認はマイナンバーカードの所持及び暗証番号の入力が本人確認になるとの答弁がありました。また、印鑑証明にかかる費用は役場とコンビニでは料金の違いはあるのかとの質疑には、どちらで取得しても300円との答弁がありました。委員外議員からの質疑は1名でした。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第58号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

この制度は所得制限はあるのかとの質疑があり、所得制限はないとの答弁がありました。委員外議員からの質疑は2名でした。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第46号について、討論を省略し採決を行いたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより議案46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案46号 令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号について、討論を省略し採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより議案47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案47号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号について、討論を省略し採決を行います。異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 反対討論。

○10番（馬場千恵子） 反対討論をお願いします。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 第52号について反対討論いたします。

この条例は、全国のコンビニにおきましてマイナンバーカードで印鑑証明が交付されるというものです。しかし、この間、コンピューターのシステムのトラブルなどで個人情報の漏えいや生活面でも大きな影響が出ている、そういった中でマイナンバーカードで暗証番号を入力するだけで証明書が交付されるというものです。極めて安全性に乏しく、あってはならない事故が起こった場合の対応も不十分で認め難く反対討論いたします。

○議長（谷本昌弘） ほかがございますか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。反対討論。

○7番（長谷川伸一） はい。この第52号につきましては、利便性が上昇することは認めますが、印鑑証明という事の重大さから考えますと、不正利用防止の点など安全面においてまだ100%以上の安全は確保できていないものと判断しております。

このような理由から、議案第52号は反対させていただきます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 賛成討論で。

役場に来るのに交通が利便性の悪いところという方にとっては、やはり近くのコンビニでやれるということはもう利便性の向上で非常に便利なんで、ぜひ進めていただきたい。その際にやはりぱっと見たときにコンビニのほうでも、できますよというのぼりを立てて周知していただくと、ここのコンビニはできんねんと思うだけで違いますので、そういったところで周知の徹底を図っていただきたいと考えております。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論させていただきます。

私としましては、この電算機械というかそういったものを使っての発行事業と、申請に基づく発行事業、そういったものは進めるべきだと考えております。

また、コンビニのみならず庁舎内においてもこういった機械を1台これから置いておくべきではないかと、印鑑のみならず様々な申請に基づく、申請主義に基づいて書面に載っている書類を提出してもらって、それに対して処理をするという形を現在は取っておりますが、簡略化を図ることによって、自治体職員の負担、また人員配置、そういったものも変えていけることが考えられますので、ぜひ将来的にはそういった形の導入も踏まえて考えていただきたい。そういった意味合いも含めて賛成させていただきます。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終結いたします。

これより議案52号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案52号 河合町印鑑条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号について、討論を省略し採決を行います。異議ございませんか。

○5番（中山義英） 討論。

○議長（谷本昌弘） 反対討論。

○5番（中山義英） いいえ、賛成。

○議長（谷本昌弘） 賛成ですか、じゃ、賛成討論。

○5番（中山義英） 賛成討論を述べさせていただきます。

この医療費助成条例については、かなりやはりそういった家庭の経済的な負担軽減になるので、ぜひともこれは進めていただきたい。そうした中で、やはりこういった保険というのは相互扶助という形で成り立っております。だから、全ての方が納税されているとも限らない、滞納者の世帯に対してはどのような区別をしていくのか。ただ子供に対して親の滞納が子供の責任というのは、これはあまりにすかすかかわいそうなので、そこらあたり滞納世帯であってもできるだけ無料化になるような取組というか方針を決めて、それでやっていただきたいなど、早く進めていただきたいなど考えております。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私も賛成討論させていただきます。

こちらのほう、常任委員会中に中山議員におかれまして発言がございました。その言葉が今も耳に残っております。子供に罪はない、この言葉に基づいてしっかりと18歳までのお子さんに対して保障すべきと、この改正案というのはもっと早くできたのではないかなと、そういった意味合いも含めて私としましては賛成させていただきます。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 討論を終結いたします。

これより議案58号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案58号 河合町子ども医療費助成条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号、議案第48号の委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第14、議案第45号、日程第15、議案第48号を経済建設常任委員会に付託しております。佐藤利治経済建設常任委員長より報告を求めます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る12月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案第45号、第48号について、12月8日に委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

議案第45号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

下水道職員の人数について質疑があり、2名との答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第48号 令和4年度河合町水道事業会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

水道職員の人数について質疑があり、4名との答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第45号について、討論を省略し採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第45号 令和4年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号について、討論を省略し採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第48号 令和4年度河合町水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議員発議第10号の上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第16、議員発議第10号 第9期介護保険制度改正に関する意見書を議題とします。

手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。提出者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 介護保険制度が始まって22年。国民の間に定着したこの制度は、介護を必要とする本人ばかりでなく、介護を担う家族や支援者にとって欠くことのできないものとなっています。この制度を持続的かつ安定的に運営するためには、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の負担が過重にならないよう、国庫負担割合の引き上げが必要と考えます。

こうした中、厚生労働省社会保険審議会介護保険部会において、2024年度より始まる介護保険制度第9期の法改正に向けて審議が行われ、「給付と負担」というテーマのもと、以下の項目が提示されました。

1つ、介護保険サービス利用料の自己負担を原則2割にする。

2つ、要介護1及び2の人の訪問介護及び通所介護を地域支援事業に移行する。

3、ケアマネジメントの利用料負担を導入（ケアプラン作成の有料化）する。

4、介護老人保険施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室料の負担を新設する。

長期化するコロナ禍で生活が不安定な中、過去8か月間で2万品目の商品値上げが行われ、一部では医療費の負担増も実施されました。介護保険財政の担い手である40歳以上の勤労者層の多くが収入増が見込めず、高齢者の多くが年金のみの収入で生活しています。介護保険利用の負担増は利用者にとって過重なものとなることは明らかです。

認知症の人にとって、要介護1、2は利用者が最も多く、また「早期発見・早期対応」と「認知症の専門的介護」の観点からきわめて重要な位置を占めています。また、その代わりに受け皿とされる地域支援事業は、その専門性においても量的にも不十分なままであり、今後も十分な質・量が保障されることを期待することはできません。

介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳ある生活の実現と重度化の防止のためには、適切な介護保険サービスの利用を促進する必要があります。そのために、ケアマネジメントは、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から全額給付されてきました。制度もより複雑化しており、専門的なケアマネジメントの恩恵を誰もが平等に享受できるよう全額給付を継続すべきです。

また、介護老人保険施設や介護医療院等は、医療提供や在宅復帰支援の機能を有しており、終の棲家とされる介護老人福祉施設とは異なる役割を継続的に担えるように多床室の室料を徴収すべきではありません。

以上の観点から、下記のように要望します。

1、様々な経済状況等に鑑み、介護保険サービスの利用料については、負担増を行わず、



原則1割負担を維持すること。

2、地域支援事業の体制が必ずしも十分でない現状から、要介護1及び2の介護サービスの地域支援事業への移行は行わないこと。

3、サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料は全額給付を維持すること。

4、様々な経済状況を鑑み、引きつづき低所得者への負担軽減を継続し、上記三施設の多床室室料は新設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際には、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長への意見書を提出したいと思います。

以上です。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略し採決を行います。

議員発議第10号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第10号 第9期介護保険制度改正に関する意見書は可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第73条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がございました。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上で、今期定例会に付託されました案件全て議了いたしました。

令和4年第4回定例会はただいまをもって閉会いたします。

閉会 午前10時54分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 杵 本 光 清

署 名 議 員 大 西 孝 幸